

西尾市食育キャラクター使用規則

(目的)

第1条 この規則は西尾市食育キャラクター（以下「キャラクター」という。）の適正な使用のために必要な事項を定めるものとする。

(権限)

第2条 キャラクターに関する権限は西尾市食育推進会議に帰属する。

(使用の申請)

第3条 営利を目的としてキャラクターを使用しようとする者は、西尾市食育推進会議に使用申請書（別紙様式第1号）を事前に提出し、その承認を受けるものとする。

(使用の承認)

第4条 西尾市食育推進会議は前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとし、使用承認書（別紙様式第2号）を交付するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人または団体の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 西尾市食育推進計画の正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき。
- (5) その他承認することが不相当と西尾市食育推進会議が認めたとき。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターは承認された内容にのみ使用すること。
- (2) 使用承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) キャラクターが持っているデザインの変更については原則として認めない。変更しようとする場合は、事前に西尾市食育推進会議の承認を得なければならない。

(承認内容の変更)

第6条 使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更使用申請書（別紙様式第3号）を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 西尾市食育推進会議は、前項に規定する申請内容が適当であると認めたときは変更使用承認通知書（別紙様式第4号）を交付するものとする。

(使用承認の取り消し)

第7条 西尾市食育推進会議はキャラクターの使用がこの規則及び使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

(使用料金)

第8条 キャラクターの使用料は無料とする。

(使用期間)

第9条 キャラクターの使用期間は1年間を超えることができない。ただし、期間の更新を妨げないものとする。

附 則

この規則は、平成22年3月2日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

令和 年 月 日

西尾市食育推進会議会長 様

申請者（所在地）

（名称及び代表者氏名）

④

連絡先（電話番号）

西尾市食育キャラクター使用申請書

西尾市食育キャラクターを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用目的	
2 使用方法	※どこでどのようなものに使用するか具体的に記入してください。
3 使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

※ 使用期間は1年間以内とする。

様式第2号（第4条関係）

西農第 号
令和 年 月 日

様

西尾市食育推進会議会長

西尾市食育キャラクター使用承認書

令和 年 月 日付けで申請のありました西尾市食育キャラクターの使用については、承認しました。

なお、使用にあたっては西尾市食育キャラクター使用規則を遵守してください。

様式第3号（第6条関係）

令和 年 月 日

西尾市食育推進会議会長 様

申請者（所在地）

（名称及び代表者氏名）

④

連絡先（電話番号）

西尾市食育キャラクター変更使用申請書

令和 年 月 日付け西農第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

（変更内容）

変 更 前	変 更 後

様式第4号（第6条関係）

西農第 号
令和 年 月 日

様

西尾市食育推進会議会長

西尾市食育キャラクター変更使用承認書

令和 年 月 日付けで申請のありました西尾市食育キャラクターの変更使用については、承認しました。

なお、使用にあたっては西尾市食育キャラクター使用規則を遵守してください。